

北市川スポーツクラブ会費及び手数料などに関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、北市川スポーツクラブ規約（以下「規約」という）第7条の規定に基づき、会費及び手数料などに関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員及び賛助会員（以下「会員」という）は、次に掲げる金額をクラブに納入しなければならない。

(1) 会員

区分		会費の額
小学生以下	1人	600円/月（年額 7,200円）
中学生以上	1人	1,100円/月（年額13,200円）

(2) 賛助会員

1口 30,000円

2 会員の会費の納入は、納入月から翌年3月までの年払い、または半年払いのいずれかとする。

3 賛助会員の会費の納入は、年払いのみとする。なお、複数口の納入も可能とする。

(手数料)

第3条 会員は、登録や更新の際、次に掲げる手数料をクラブに納入しなければならない。ただし、賛助会員はこれを不要とする。

(1) 登録手数料 1,000円

(2) 更新手数料 1,000円

(その他)

第4条 この要項で定めるもののほか、必要な事項は運営委員会で別に定める。

附則

本要項は、平成29年1月28日から施行する。